

2.3. 産業廃棄物焼却施設に係る排出量

本項では、産業廃棄物焼却施設に係る排出量の推計方法を示す。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号。以下「化管法」という。)においては、廃棄物処理施設から排出される化管法対象化学物質の排出量のうち、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく実測義務があるもの、及びダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号。以下「ダイオキシン特措法」という。)に基づく実測義務があるもの以外の付随的に生成される化学物質の排出量については届出対象となっていない。したがって、本推計においては、届出された物質以外の化学物質の産業廃棄物焼却施設からの環境中への排出を対象とし、その方法について以下に示す。

(1) 排出の概要

① 推計対象物質

環境研究総合推進費 3K153003「廃棄物の焼却処理に伴う化学物質のフローと環境排出量推計に関する研究」(平成 27 年度～平成 29 年度)では、全国の産業廃棄物焼却施設に対して実測調査が行われ、排ガス等の濃度データ、及びそれに付随する排ガス量等のデータが得られた。当該実測調査において、産業廃棄物焼却施設からの大気への排出に係る測定下限値(以下「下限値」という。)以上の排ガス濃度の測定データが十分得られ、排出量推計が可能と見込まれるものとして金属類 14 物質、有機化合物 16 物質を推計対象とした(表 23-1、表 23-2)。

なお、対象化学物質のうち金属類化合物を含むものについては、含有する金属元素等を合算し、金属元素等の排出量を把握・届出することとされている。このため、排ガス濃度の測定データについても、含有する金属元素等の量となるよう換算して推計に用いている。また、排ガス中の元素の存在形態としては単体や水溶性化合物、水溶性でない化合物が混在していると考えられるが、一般的な排ガス測定においては元素濃度として分析するため、形態の明確な峻別は困難であることに鑑み、検出された金属元素等が全て関連する対象化学物質であると整理している。

表 23-1 届出外排出量の推計対象とする対象化学物質(金属類)

物質番号 ^{※1}	対象化学物質 物質名	排出量を算出する場合に 換算する元素 ^{※2}
1	亜鉛の水溶性化合物	亜鉛(Zn)
31	アンチモン及びその化合物	アンチモン(Sb)
44	インジウム及びその化合物	インジウム(In)
75	カドミウム及びその化合物	カドミウム(Cd)
82	銀及びその水溶性化合物	銀(Ag)
87	クロム及び三価クロム化合物	クロム(Cr)
132	コバルト及びその化合物	コバルト(Co)
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	銅(Cu)
305	鉛化合物	鉛(Pb)
309	ニッケル化合物	ニッケル(Ni)
321	バナジウム化合物	バナジウム(V)
332	砒素及びその無機化合物	砒素(As)
412	マンガン及びその化合物	マンガン(Mn)
453	モリブデン及びその化合物	モリブデン(Mo)

※1:以降、「物質番号」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に規定された物質ごとの番号を指す。

※2:以降、含有率等のデータは PRTR 排出量等算出マニュアル(第 4.2 版)の「排出量を算出する場合に換算する元素等」に基づく元素としての量を示す。

表 23-2 届出外排出量の推計対象とする対象化学物質(有機化合物)

対象化学物質	
物質番号	物質名
12	アセトアルデヒド
53	エチルベンゼン
80	キシレン
125	クロロベンゼン
127	クロロホルム
150	1,4-ジオキサン
178	1,2-ジクロロプロパン
181	ジクロロベンゼン
262	テトラクロロエチレン
281	トリクロロエチレン
296	1,2,4-トリメチルベンゼン
297	1,3,5-トリメチルベンゼン
300	トルエン
392	ノルマルヘキサン
400	ベンゼン
411	ホルムアルデヒド

②推計対象とする範囲

産業廃棄物焼却施設の推計対象は、「産業廃棄物処理施設状況調査(令和元年度、環境省)」において焼却処理量が報告されている施設のうち、受け入れ廃棄物の性状が明らかに異なる施設を除いたものとした(表 23-3)。

なお、産業廃棄物焼却施設からの化学物質の排出先媒体としては、大気と公共用水域が想定されるが、このうち対象化学物質の排出実態に関する測定データが得られている大気への排出のみを推計対象とする。

表 23-3 推計の対象施設

焼却炉数(炉)	焼却処理量 (千 t/年)
1,121	19,224

注:「産業廃棄物処理施設状況調査(令和元年度、環境省)」において焼却処理量が報告されている施設のうち、受け入れ廃棄物の性状が明らかに異なる施設を除いた施設の焼却炉数及び焼却処理量を示した。

(2) 利用したデータ

利用したデータは、産業廃棄物焼却施設における排ガス中の化学物質濃度の測定データ等である。利用した具体的なデータの種類とその資料名を表 23-4 に示す。

表 23-4 産業廃棄物焼却施設に係る排出量推計に利用したデータ(令和元年度)

データの種類	資料名等
① 焼却炉別・主要な処理廃棄物による施設類型別の処理廃棄物中の含有濃度(g/t-waste)【金属類のみ】 (以下「処理廃棄物中の含有濃度」という。)	環境研究総合推進費 3K153003「廃棄物の焼却処理に伴う化学物質のフローと環境排出量推計に関する研究」(平成 27 年度～平成 29 年度、環境省及び独立行政法人環境再生保全機構) ^{※1} (以下「推進費研究(平成 27 年度～平成 29 年度、環境省等)」といふ。)
② 焼却炉別・排ガス処理設備による施設類型別の処理廃棄物中の含有量に対する最終排ガスへの排出率(%)【金属類のみ】 (以下「焼却による排出率」といふ。)	①と同じ
③ 焼却炉別の排ガス濃度(mg/Nm ³) 【有機化合物のみ】	①と同じ
④ 焼却炉別の乾き排ガス流量(Nm ³ /h) 【有機化合物のみ】	①と同じ
⑤ 産業廃棄物焼却施設に係る焼却炉別の年間焼却処理量(t-waste/年)	産業廃棄物処理施設状況調査(令和元年度、環境省) ^{※2}
⑥ 焼却炉別の年間稼働時間(h/年)	⑤と同じ

※1:平成 27～29 年度の測定データを用いており、その間の排ガス濃度は、令和元年度の排ガス濃度と同程度と仮定した。

※2:施設別の産業廃棄物焼却施設の年間焼却処理量は、令和2年 12 月時点で利用できる最新のデータが平成 30 年度実績であるため、平成 30 年度の年間処理量と令和元年度の年間処理量は同程度であるものと仮定した。

(3) 推計方法の基本的考え方と推計手順

測定データから、焼却施設に係る金属類の大気への排出実態は、主要な処理廃棄物の種類や焼却施設に設置されている排ガス処理設備等によって異なる傾向を示すことが示唆された。そこで、金属類については主要な処理廃棄物や排ガス処理設備により施設を類型化し、その施設類型ごとに排出量を推計することとした。

一方で、主に焼却時の副生成に由来すると考えられる有機化合物の大気への排出実態は、主要な処理廃棄物の種類や焼却炉内の温度等の燃焼条件により傾向が異なる可能性があるが、測定データからは明確な違いがあるとは言えなかった。そのため、有機化合物については、施設を類型化せずに排出量を推計することとした。なお、今後の測定データの充実により、主要な処理廃棄物の種類等によって排出実態が異なる傾向が示された場合には、金属類と同様に施設の類型化を行い、施設類型ごとに排出量を検討することが考えられる。

また、焼却施設からの排出は、処理される廃棄物量に比例すると考えられるため、金属類については、測定データをもとに算定した全国における「処理廃棄物中の平均含有濃度」(g/t-waste)を都道府県別・施設類型別の産業廃棄物焼却施設における年間焼却処理量(t-waste)に乗じて焼却処理施設への流入量を求め、これに測定データをもとに算定した「焼却による平均排出率」(%)を乗じることにより、都道府県別の対象化学物質の排出量を推計した。有機化合物については、測定データをもとに全国における「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」(mg/t-waste)を算定し、都道府県別の産業廃棄物焼却施設における年間焼却処理量(t-waste)を乗じることにより、都道府県別の対象化学物質の排出量を推計した。

なお、全国における「処理廃棄物中の平均含有濃度」、「焼却による平均排出率」及び「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」は、それぞれ全国の焼却炉における算術平均値を算定して用いることとした。

焼却施設からの排出量の推計手順を金属類、有機化合物それぞれ図 23-1、図 23-2 に示す。なお、図中のデータ①～⑥の番号は表 23-4 の番号に対応している。

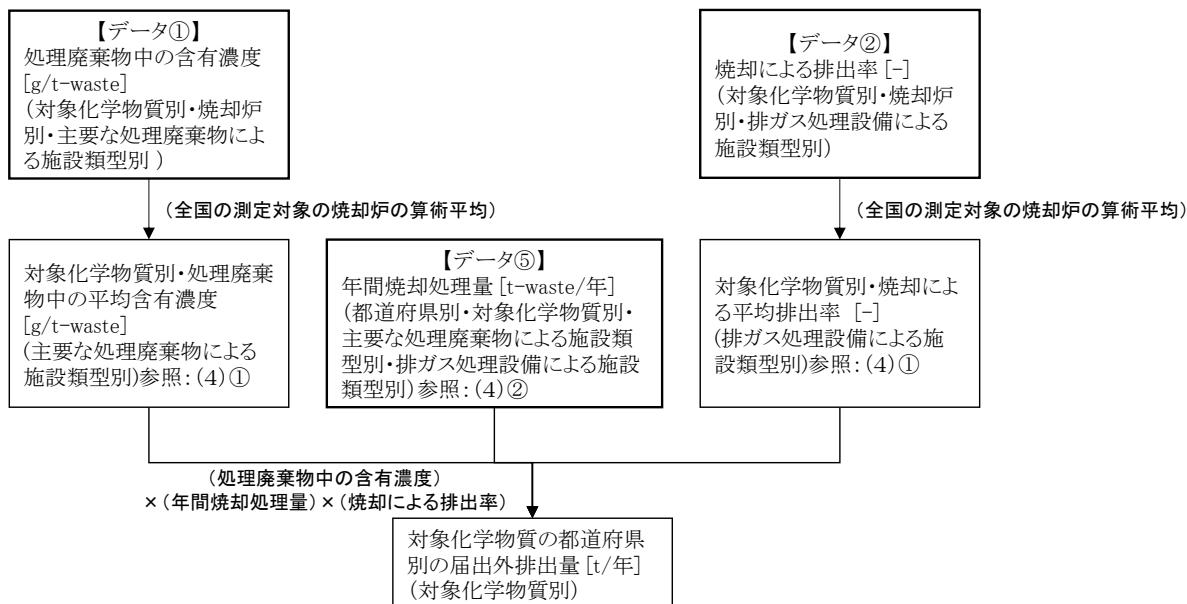


図 23-1 焼却施設に係る排出量の推計フロー(金属類)

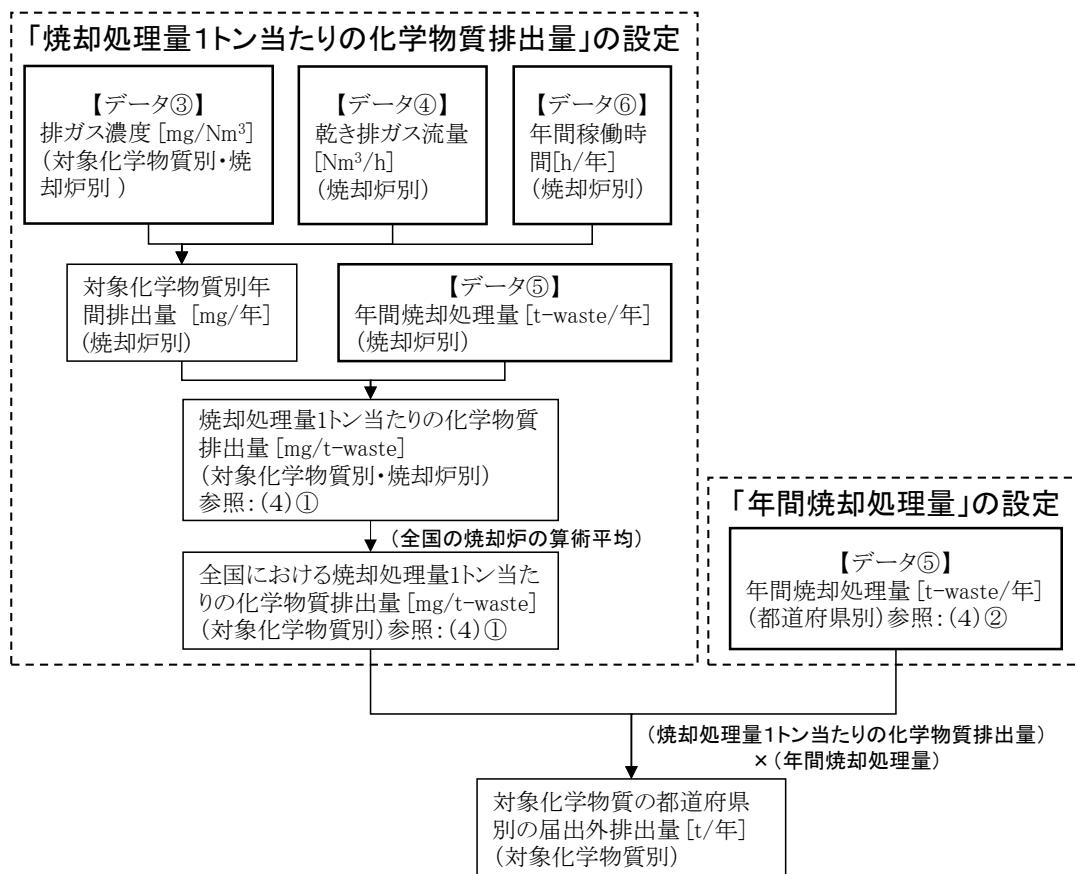


図 23-2 焼却施設に係る排出量の推計フロー(有機化合物)

(4) 推計方法の詳細

①排出量の推計方法

1) 排出量の推計区分

産業廃棄物焼却施設には、固定床式、ロータリーキルン式、流動床式などの他、ガス化改質方式によるもの、溶融炉を併設するものなど様々な炉形式がある。また、焼却施設からの化学物質の大気への排出を考える場合、このような炉形式の種類のほかに、バッチ式や連續式などの焼却方式、処理廃棄物の化学物質含有実態、設置される排ガス処理設備、特にバグフィルタの有無により化学物質の排出傾向は異なる可能性がある。

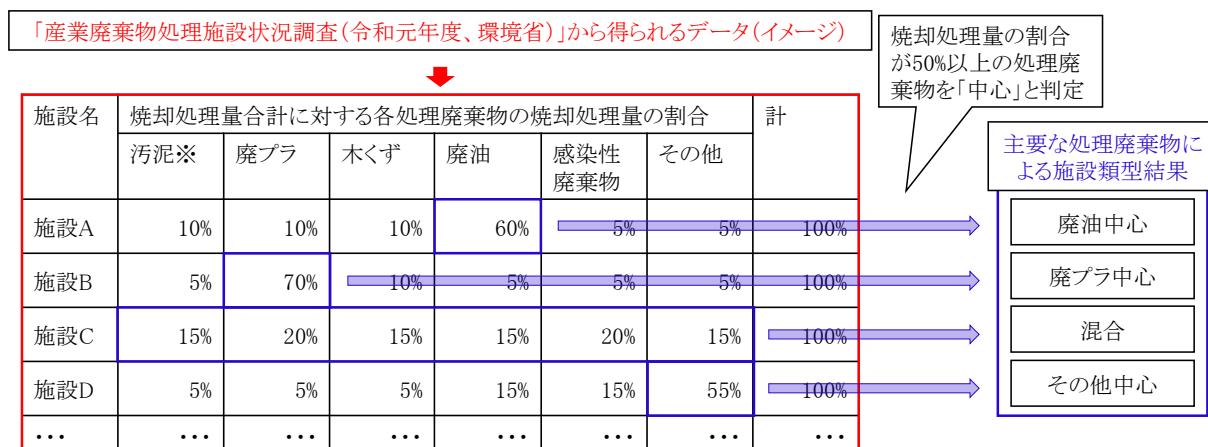
これらのうち、金属類については測定データから主要な処理廃棄物や設置される排ガス処理設備により排出傾向が異なる可能性が示唆されたため、これらを区別して排出量の推計を行うこととした。

一方、有機化合物については主要な処理廃棄物の種類や焼却炉内の温度等の条件により排出傾向が異なる可能性が考えられたが、測定データからは明確な傾向の違いがあるとは言えなかつたことから、これらを区別せずに排出量の推計を行うこととした。

2) 主要な処理廃棄物及び排ガス処理設備による施設類型

<主要な処理廃棄物による施設類型>

「産業廃棄物処理施設状況調査(令和元年度、環境省)」では、処理廃棄物として、汚泥(下水汚泥を除く)、下水汚泥、廃油、廃プラ、木くず、感染性廃棄物、及びその他の7種について焼却施設別の年間焼却処理量のデータが得られる。金属類の排出量推計では、「産業廃棄物処理施設状況調査(令和元年度、環境省)」から得られる処理施設別の「焼却処理量合計に対する各処理廃棄物の焼却処理量の割合」をもとに各施設を「汚泥中心」、「廃油中心」、「廃プラを中心」、「木くずを中心」、「感染性廃棄物を中心」、「その他中心」および「混合」の7種に類型化した(図23-3)。なお、施設を類型化するにあたり、「中心」と判定した基準は、文末に記載の「(参考1)主要な処理廃棄物による施設類型方法の詳細」の結果を参考にして「焼却処理量合計に対する各処理廃棄物の焼却処理量の割合」が50%以上とし、すべての処理廃棄物の焼却処理量割合が50%未満の施設は「混合」に類型化した。



※: 図中の「汚泥」は「産業廃棄物処理施設状況調査(令和元年度、環境省)」における「汚泥(下水汚泥を除く)」及び「下水汚泥」の焼却処理量の割合を足し合わせて推計している。

図 23-3 主要な処理廃棄物による施設類型(イメージ)

<排ガス処理設備による施設類型>

「産業廃棄物処理施設状況調査(令和元年度、環境省)」では排ガス処理設備として、大きくサイクロン、スクラバ(水洗浄、アルカリ洗浄)、電気集塵器(湿式、乾式)、バグフィルタ、活性炭噴霧、活性炭吸着塔、及びその他の7種について焼却施設別の年間焼却処理量のデータが得られる。このうち、金属類については、測定データからバグフィルターを設置しているかどうか、バグフィルターを設置していない施設については電気集塵器を設置しているかどうかにより、焼却による排出率の傾向が異なることが示唆された。そこで、排ガス処理設備として「バグフィルターを設置している施設(以下「BF」という。)」、「バグフィルターを設置していないが電気集塵器を設置している施設(以下「EP」という。)」、「それ以外の処理設備を設置している施設(以下「その他」という。)」の3つに施設類型を行って排出量を推計することとした。なお、「その他」に類型化した施設については、焼却による排出率の測定データが得られていないため、「BF」および「EP」に類型化した施設における焼却による排出率の算術平均値で代用することとした。

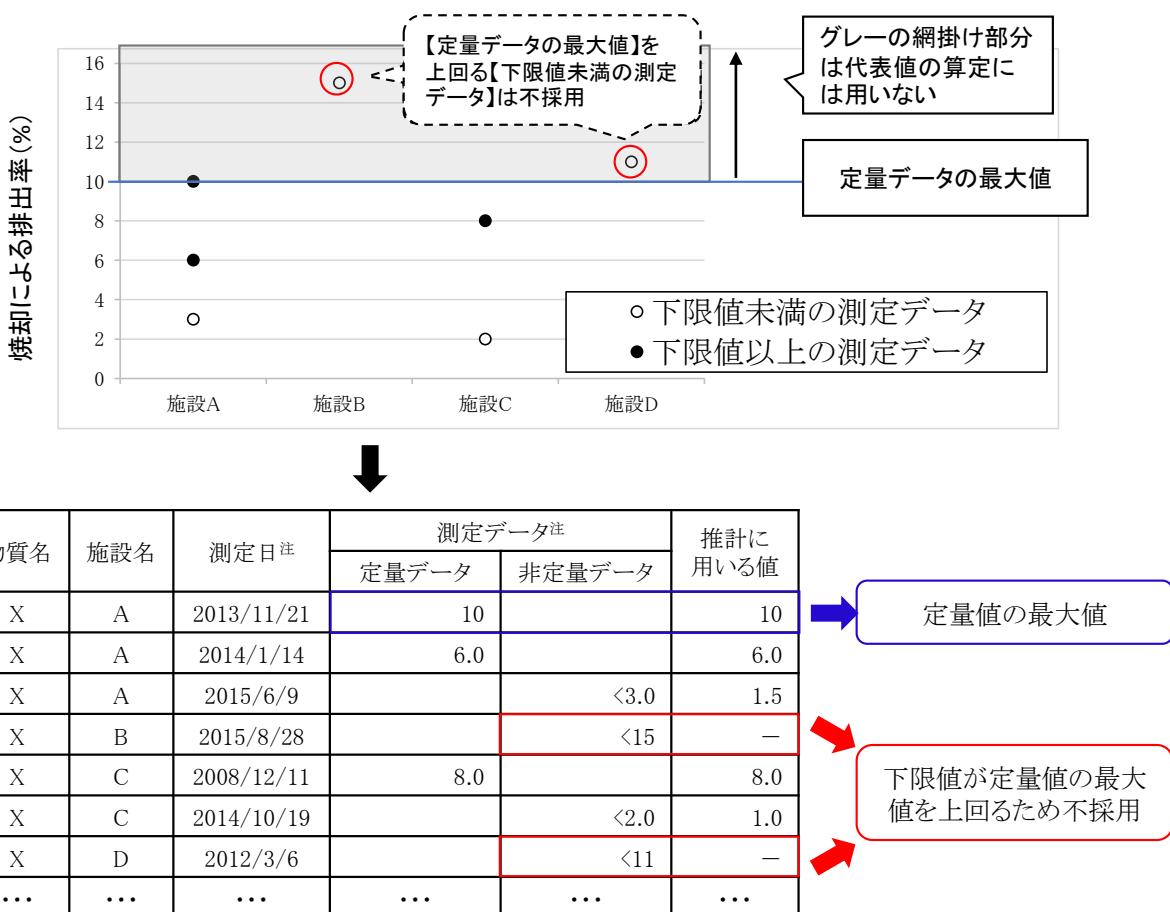
3) 排出量の推計に使用する測定データの前提条件

推進費研究(平成27年度～平成29年度、環境省等)で実測した測定データについては、測定のために捕集したガス量の違い等により、各々の下限値が必ずしも揃っているものではない。したがって、金属類の焼却による排出率の設定に使用する測定データについては、条件をそろえるために、前提条件をア)に示した。なお、金属類の処理廃棄物中の含有濃度の設定については、使用する測定データが全て定量データであったため、ア)の前提条件を考慮していない。

また、焼却施設からの排出量の推計に必要なデータとしてイ)に示すとおり、測定時の排ガス量が把握できることを条件とした。

ア)ある施設の当該物質の下限値が全施設の定量値の最大値を上回る場合の取扱い

下限値未満のデータは、その真値が0に近い値か下限値に近い値かが不明であり、不確実性が大きい。本推計では、後述のとおり、下限値未満のデータについて、その1/2を用いることとしているため、あまりに大きな下限値未満のデータを用いると過大推計となることが懸念される。したがって、ある施設の下限値未満のデータのうち、全施設の定量値の最大値を上回るデータについては、焼却による排出率の推計には用いないこととする(図23-4)。



注:図表中の測定日や測定データについては、仮の値であり、推計に用いた値ではないことに注意が必要

図23-4 排出量の推計に用いる測定データ

イ)測定時の排ガス量が把握できていること

焼却施設からの排出量の推計には、排ガス濃度の他に排ガス量の把握が必要であるため、排ガス濃度の測定時における乾きガス量が把握できることを条件とする。

4) 排出量の推計

金属類の排出量推計については、(4)①③)で採用する測定データを使い、物質別に以下の式のとおり焼却炉別の処理廃棄物中の含有濃度、焼却による排出率を求めた。ひとつの焼却施設に複数の焼却炉がある場合には、炉別にこれらを求めた。

なお、焼却による排出率については、PRTR 排出量等算出マニュアルの整理に則り、下限値未満のデータに対しては、設定された下限値の 1/2 の数値を充て、焼却による排出率を算定している。

【金属類】

全国の届出外排出量(t/年)

$$= \sum_i \sum_j (W_{i,j} \times C_{waste,i} \times d_j) / 10^6$$

$W_{i,j}$: 主要な処理廃棄物による施設類型及び排ガス処理設備による施設類型 i,j の
施設の年間焼却処理量(t-waste/年)

$C_{waste,i}$: 主要な処理廃棄物による施設類型 i の処理廃棄物中の含有濃度
(g/t-waste=mg/kg-waste)

d_j : 排ガス処理設備による施設類型 j の焼却による排出率(—)

$C_{waste,i}$ (g/t-waste)

$$= \{ \text{主要な処理廃棄物による施設類型 i の焼却炉 } X_1 \text{ の処理廃棄物中の含有濃度 (g/t-waste)} \\ + \dots$$

$$+ \text{主要な処理廃棄物による施設類型 i の焼却炉 } X_n \text{ の処理廃棄物中の含有濃度} \\ (\text{g/t-waste}) \} / n$$

d_j (—)

$$= \{ \text{排ガス処理設備による施設類型 j の焼却炉 } X_1 \text{ の排出率 (—)} \\ + \dots$$

$$+ \text{排ガス処理設備による施設類型 j の焼却炉 } X_n \text{ の排出率 (—)} \} / n$$

【参考】

処理廃棄物中の含有濃度の推計

$$C_{waste} = \frac{(C_{FA} \times Q_{FA}) + (C_{BA} \times Q_{BA}) + (C_{eg} \times Q_{eg})}{Q_{waste}}$$
$$Q_{eg} = Q_{flue_gas} \times oh \times od$$

C_{waste}:処理廃棄物中の含有濃度(g/t-waste)

Q_{waste}:廃棄物の年間処理量(t-waste/年)

C_{FA}:ばいじん中の含有濃度(g/t-waste)

Q_{FA}:ばいじんの年間発生量(t/年)

C_{BA}:燃え殻中の含有濃度(g/t-waste)

Q_{BA}:燃え殻の年間発生量(t/年)

C_{eg}:最終排ガス中の含有濃度(g/Nm³)※

Q_{eg}:年間乾き排ガス量(Nm³/年)※

Q_{flue_gas}:乾き排ガス流量(Nm³/h)

oh:1日当たり稼働時間(h/日)

od:年間稼働日数(日/年)

※本推計で用いた多くの測定データにおいては、ばいじんや燃え殻中の含有量と比較して微小な量であったため無視することとした。ただし、カドミウム及びその化合物、銀及びその水溶性化合物が含有されている廃棄物を焼却処理している特定の施設においては、焼却による排出率が10%を上回っており、最終排ガス中の含有量が、ばいじんや燃え殻中の含有量と比較して無視できない量であるため、本推計に含めることとした。

焼却による排出率の推計

$$d = \frac{C_{eg} \times Q_{eg}}{(C_{waste} \times Q_{waste}) \times 10^3}$$

C_{waste}:処理廃棄物中の含有濃度(g/t-waste)

Q_{waste}:廃棄物の年間処理量(t-waste/年)

C_{eg}:最終排ガス中の含有濃度(g/Nm³)

Q_{eg}:年間乾き排ガス量(Nm³/年)

有機化合物の排出量推計については、(4)①③)で採用する測定データを使い、物質別に以下の式のとおり焼却炉別の焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量を求めた。ひとつの焼却施設について複数の焼却炉がある場合には、炉別にこれらを求めた。

なお、PRTR 排出量等算出マニュアルの整理に則り、下限値未満のデータに対しては、設定された下限値の 1/2 の数値を充て、焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量を算定している。

【有機化合物】

全国の届出外排出量(t/年)

= 全国における「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」(mg/t-waste) / 10^9

× 全国の年間焼却処理量(t/年)

全国における「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」(mg/t-waste)

= { 焼却炉 X_1 の「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」(mg/t-waste)

+ ⋯ + 焼却炉 X_n の「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」(mg/t-waste) } / n

焼却炉 X_i の「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」(mg/t-waste)

= 焼却炉 X_i からの排出量(mg/年) ÷ 年間焼却処理量(t-waste / 年)

焼却炉 X_i からの排出量(mg/年)

= 焼却炉 X_i の [排ガス濃度(mg/Nm³) × 乾き排ガス流量(Nm³/h) × 年間稼働時間(h/年)]

以上の結果をまとめると、産業廃棄物焼却施設に係る主要な処理廃棄物による施設類型別の処理廃棄物中の平均含有濃度、排ガス処理施設による施設類型別の焼却による平均排出率はそれぞれ表 23-5、表 23-6 に示すとおりとなり、これらの 14 物質が排出量推計の対象となる。

表 23-5 主要な処理廃棄物による施設類型別の処理廃棄物中の平均含有濃度の推計結果
(金属類)

物質番号	対象化学物質名	処理廃棄物中の平均含有濃度 (g/t-waste)						
		汚泥中心	廃油中心	廃プラ中心	木くず中心	感染性廃棄物中心	混合	その他中心
1	亜鉛の水溶性化合物	2,600	1,200	510	420	1,200	1,200	1,400
31	アンチモン及びその化合物	71	10	65	22	79	79	79
44	インジウム及びその化合物	1.2	0.17	0.069	0.10	0.44	1.1	0.44
75	カドミウム及びその化合物	16	4.2	2.4	0.58	14	1.2	8.2
82	銀及びその水溶性化合物	4.9	4.3	2.1	1.1	8.6	3.3	6.2
87	クロム及び三価クロム化合物	76	330	68	88	320	110	340
132	コバルト及びその化合物	18	27	5	5	36	22	26
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1,400	290	270	320	1,100	1,500	1,100
305	鉛化合物	170	23	39	47	160	150	180
309	ニッケル化合物	140	280	35	11	44	67	170
321	バナジウム化合物	31	6.4	15	46	44	6	92
332	砒素及びその無機化合物	1.9	3.4	1.7	1.8	1.2	3.5	3.4
412	マンガン及びその化合物	1,400	500	88	210	170	380	490
453	モリブデン及びその化合物	8.8	54	2.8	1.3	26	13	58

表 23-6 排ガス処理による施設類型別の焼却による平均排出率(金属類)

物質番号	対象化学物質名	焼却による平均排出率*		
		(-) BF	EP	その他
1	亜鉛の水溶性化合物	2.1×10^{-3}	1.8×10^{-3}	2.0×10^{-3}
31	アンチモン及びその化合物	7.5×10^{-4}	1.1×10^{-3}	7.9×10^{-4}
44	インジウム及びその化合物	4.9×10^{-4}	2.7×10^{-4}	4.5×10^{-4}
75	カドミウム及びその化合物	6.0×10^{-3}	1.6×10^{-2}	7.4×10^{-3}
82	銀及びその水溶性化合物	1.4×10^{-3}	4.3×10^{-2}	6.4×10^{-3}
87	クロム及び三価クロム化合物	2.9×10^{-4}	6.8×10^{-5}	2.7×10^{-4}
132	コバルト及びその化合物	2.0×10^{-4}	5.7×10^{-5}	1.8×10^{-4}
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1.8×10^{-4}	3.8×10^{-4}	2.1×10^{-4}
305	鉛化合物	1.3×10^{-3}	4.5×10^{-3}	1.7×10^{-3}
309	ニッケル化合物	1.4×10^{-3}	9.1×10^{-4}	1.3×10^{-3}
321	バナジウム化合物	3.3×10^{-4}	2.0×10^{-4}	3.1×10^{-4}
332	砒素及びその無機化合物	3.4×10^{-3}	1.1×10^{-2}	3.7×10^{-3}
412	マンガン及びその化合物	2.0×10^{-4}	7.4×10^{-6}	1.8×10^{-4}
453	モリブデン及びその化合物	3.0×10^{-4}	3.5×10^{-4}	3.1×10^{-4}

*: 下限値に充てる数値により幅を持つ値であることに注意が必要((参考3)を参照)。

また、産業廃棄物焼却施設に係る焼却量1トン当たりの化学物質排出量は表 23-7 に示すとおりとなり、これらの 16 物質が排出量推計の対象となる。

表 23-7 焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量(有機化合物)

物質番号	対象化学物質名	焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量※ (mg/t-waste)
12	アセトアルデヒド	1,200
53	エチルベンゼン	170
80	キシレン	850
125	クロロベンゼン	70
127	クロロホルム	73
150	1,4-ジオキサン	100
178	1,2-ジクロロプロパン	110
181	ジクロロベンゼン	270
262	テトラクロロエチレン	120
281	トリクロロエチレン	170
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	3,100
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	300
300	トルエン	38
392	ノルマル-ヘキサン	340
400	ベンゼン	940
411	ホルムアルデヒド	340

※: 下限値に充てる数値により幅を持つ値であることに注意が必要((参考3)を参照)。

②年間焼却処理量の推計方法

1)産業廃棄物焼却施設における年間焼却処理量の推計

排出量推計に用いる産業廃棄物の年間焼却処理量は、「産業廃棄物処理施設状況調査(令和元年度、環境省)」の年間焼却処理量を用いることとする。なお、金属類について主要な処理廃棄物による施設類型別・排ガス処理設備による施設類型別の年間焼却処理量を用いる(表23-8)。

(5) 推計結果

以上の推計方法に従って推計した産業廃棄物焼却施設に係る全国の届出外排出量を表 23-9 に示す。

表 23-9 産業廃棄物焼却施設に係る届出外排出量の推計結果(令和元年度)

物質番号	対象化学物質名	年間排出量(kg/年)*
1	亜鉛の水溶性化合物	55,851
12	アセトアルデヒド	23,399
31	アンチモン及びその化合物	1,347
44	インジウム及びその化合物	4.8
53	エチルベンゼン	3,307
75	カドミウム及びその化合物	1,512
80	キシレン	17,097
82	銀及びその水溶性化合物	2,020
87	クロム及び三価クロム化合物	917
125	クロロベンゼン	1,405
127	クロロホルム	1,461
132	コバルト及びその化合物	60
150	1,4-ジオキサン	2,002
178	1,2-ジクロロプロパン	2,210
181	ジクロロベンゼン	5,456
262	テトラクロロエチレン	2,478
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	5,633
281	トリクロロエチレン	3,474
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	61,660
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5,988
300	トルエン	768
305	鉛化合物	8,592
309	ニッケル化合物	3,292
321	バナジウム化合物	151
332	砒素及びその無機化合物	391
392	ノルマルヘキサン	6,792
400	ベンゼン	18,787
411	ホルムアルデヒド	6,776
412	マンガン及びその化合物	1,315
453	モリブデン及びその化合物	259
合計		244,404

*:表 23-3 の全ての施設からの排出量の合計値を示す。なお、下限値に充てる数値により幅を持つ値であることに注意が必要((参考3)を参照)。

(参考1) 主要な処理廃棄物による施設類型方法の詳細

本推計で用いる処理廃棄物中の含有濃度は、推進費研究(平成27年度～平成29年度、環境省等)において焼却残さ試料の分析データから推定されたデータである。推進費研究(平成27年度～平成29年度、環境省等)では、産業廃棄物焼却施設の廃棄物種類別焼却処理量のデータを用いてクラスター分析を実施し、全国の焼却施設を主要な処理廃棄物により類型化できることを明らかにした(「汚泥中心」、「廃油中心」、「廃プラ中心」、「木くず中心」、「感染性廃棄物中心」、「その他中心」および「混合」の7類型)。

本推計では推進費研究(平成27年度～平成29年度、環境省等)による施設の類型化にもとづく処理廃棄物中の含有濃度を用いるため、当該研究における施設の類型化方法と大きく異なる方法で施設を類型化することが適当と考えられる。そこで、「産業廃棄物処理施設状況調査(平成30年度、環境省)」から得られる焼却施設別の汚泥(下水汚泥を除く)、下水汚泥、廃油、廃プラ、木くず、感染性廃棄物、及びその他の7種の年間焼却処理量を用いてクラスター分析を実施し、各施設の「焼却処理量合計に対する各処理廃棄物の焼却処理量の割合」を用いて施設類型を行うための判定基準を検討した。その結果を図23-5に示す。この結果から、「中心」と判定する処理廃棄物の基準は、「焼却処理量合計に対する各処理廃棄物の焼却処理量の割合」が50%以上が適当と判断した。

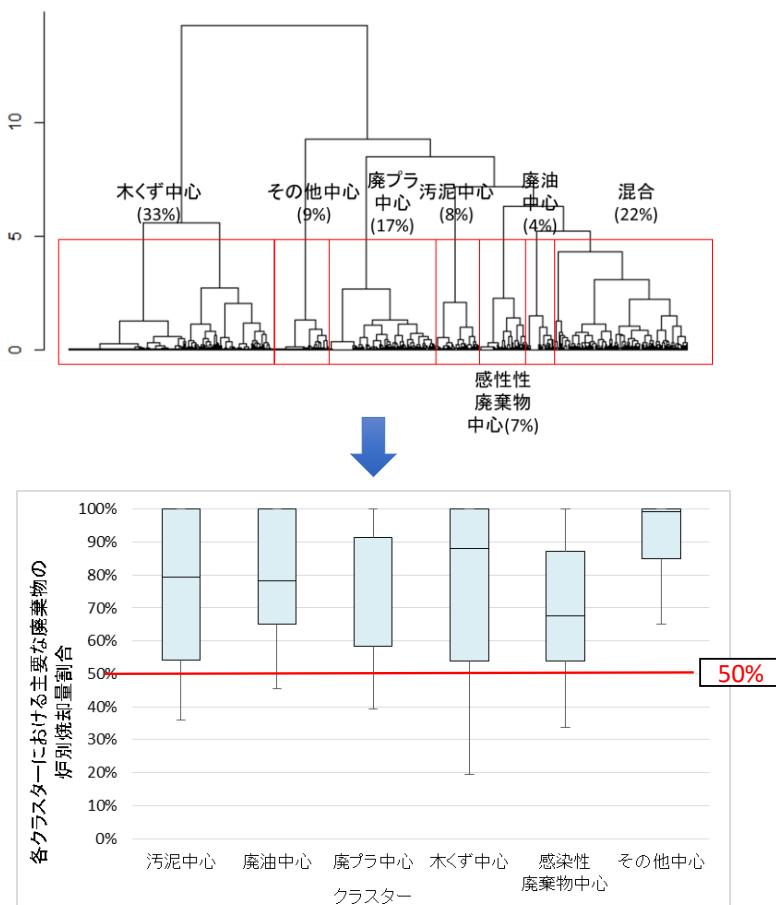


図 23-5 クラスター分析の結果にもとづく施設の類型化

(参考2)届出・届出外排出量との比較

今回推計した産業廃棄物焼却施設に係る排出量を、令和元年度の PRTR 届出排出量及び届出外排出量と比較した結果を表 23-10 に示す。令和元年度の PRTR 届出排出量と届出外排出量の合計に対する産業廃棄物焼却施設に係る排出量の割合は、亜鉛の水溶性化合物等いくつかの物質で1%以上となったが、多くの物質で1%未満となった。

表 23-10 排出量推計結果の届出・届出外排出量との比較

物質番号	対象化学物質名	R1 届出排出量 ^{*1}	R1 届出外排出量 ^{*2}	産業廃棄物焼却施設に係る排出量	【産廃】/[届出+届出外]
		A	B	C	C/(A+B)
		kg/年	kg/年	kg/年	%
1	亜鉛の水溶性化合物	608,453	67,368	55,851	8.3%
12	アセトアルデヒド	61,271	1,973,846	23,399	1.1%
31	アンチモン及びその化合物	253,892	12,513	1,347	0.51%
44	インジウム及びその化合物	105	4.8	4.8	4.3%
53	エチルベンゼン	15,097,279	13,829,359	3,307	0.011%
75	カドミウム及びその化合物	38,098	2,477	1,512	3.7%
80	キシレン	24,665,330	36,045,363	17,097	0.028%
82	銀及びその水溶性化合物	3,387	4,777	2,020	25%
87	クロム及び三価クロム化合物	159,236	6,751	917	0.55%
125	クロロベンゼン	120,056	84,370	1,405	0.69%
127	クロロホルム	285,330	87,793	1,461	0.39%
132	コバルト及びその化合物	5,031	13,855	60	0.32%
150	1,4-ジオキサン	81,904	3,761	2,002	2.3%
178	1,2-ジクロロプロパン	7,183	2,248	2,210	23%
181	ジクロロベンゼン	88,405	7,483,733	5,456	0.072%
262	テトラクロロエチレン	598,396	204,349	2,478	0.31%
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	129,487	14,778	5,633	3.9%
281	トリクロロエチレン	2,454,860	494,377	3,474	0.12%
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2,879,420	2,922,417	61,660	1.1%
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	911,227	3,210,874	5,988	0.15%
300	トルエン	47,057,034	39,056,319	768	0.00089%
305	鉛化合物	3,277,557	18,875	8,592	0.26%
309	ニッケル化合物	124,918	81,259	3,292	1.6%
321	バナジウム化合物	12,082	8,584	151	0.73%
332	砒素及びその無機化合物	876,561	1,294	391	0.045%
392	ノルマールヘキサン	9,972,589	6,227,035	6,792	0.042%
400	ベンゼン	804,340	5,518,082	18,787	0.30%
411	ホルムアルデヒド	228,418	5,882,644	6,776	0.11%
412	マンガン及びその化合物	1,218,579	4,121	1,315	0.11%
453	モリブデン及びその化合物	44,312	19,195	259	0.41%

*1:全媒体(大気、公共用水域、土壤、敷地内埋立)の合計値

*2:全排出源(「1.対象業種の事業者のすそり以下」～「23.産業廃棄物焼却施設」)の合計値

(参考3) 非定量データの影響

(4) ①③のとおり、下限値未満のデータは、その真値が0に近いか下限値に近い値かが不明であり、不確実性が大きい。そのため、本来は、非定量データを除いた、定量データのみで排出量を推計することが望ましい。

ただし、推進費研究(平成27年度～平成29年度、環境省等)で実施された実測調査では、可能な限り定量データを得るために、排ガス濃度の測定に係る下限値を下げた状態で測定がなされており、大多数の下限値未満のデータは、定量データと比較して低い下限値で測定がなされている。そのため、これら下限値未満のデータを排出量の推計に用いない場合、定量データと比較して相対的に低い施設の排出実態を考慮しないことになり、排出量を過大推計することが懸念される。そこで、下限値未満であるという情報を持つ非定量データを可能な限り有効活用することとした。

下限値未満データは、上述のとおり不確実性が大きいため、その取扱い方により「焼却による排出率」、「焼却量1トン当たりの化学物質排出量」の推計に大きく影響する可能性がある。そこで、今回の推計では、全ての物質について、前述のとおり下限値未満のデータに対して、その下限値の1/2の数値を充てることとしたが、ここでは、非定量データを用いることによる不確実性を確認することを目的として、下限値未満のデータに対してその下限値の1倍、1/2倍、0倍の数値をそれぞれ充てた場合の影響について考察した。

金属類については焼却による排出率、有機化合物については焼却量1トン当たりの化学物質排出量をそれぞれ図23-6、図23-7に示す。また、参考として、今回の推計に用いた定量データと非定量データの件数をそれぞれ表23-11、表23-12に示した。なお、非定量データがなく、定量データのみで推計を行った対象化学物質については図23-6、図23-7、表23-11、表23-12に含めていない。

金属類の「主要な処理廃棄物による施設類型別の焼却による排出率」については、ほとんどの物質と排ガス処理施設による施設類型の組み合わせにおいて、非定量データの取扱いによる変動は数%程度にとどまった一方、「アンチモン及びその化合物×EP」、「マンガン及びその化合物×EP」等、測定データ数が相対的に少ない組み合わせについては変動が大きく、そのほかの物質と比較して不確実性が大きいと考えられる。

有機化合物の「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」について、「キシレン」、「1,4-ジオキサン」、「1,2-ジクロロプロパン」および「1,2,4-トリメチルベンゼン」は測定データの合計の件数に占める定量データの割合が高く(表23-12)、非定量データの取扱いによる変動は最大で10%程度にとどまった一方で、「ノルマルヘキサン」については測定データの合計の件数に占める定量データの割合が相対的に低いため、「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」の変動が大きく、そのほかの物質と比較して不確実性が大きいと考えられる。

以上のように、測定データの合計の件数が相対的に少なく、かつ非定量データが含まれる物質、もしくは測定データ数に占める定量データの件数の割合が低い物質については、「焼却による排出率」や「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」が大きく変動し、不確実性が大きいことが分かる。したがって、特に測定データ数の合計が相対的に少ない物質や定量データの件数の割合が低い物質については、引き続き産業廃棄物焼却施設における排ガス等の濃度等を収集し、精度の向上に努めることが望ましいと考えられる。

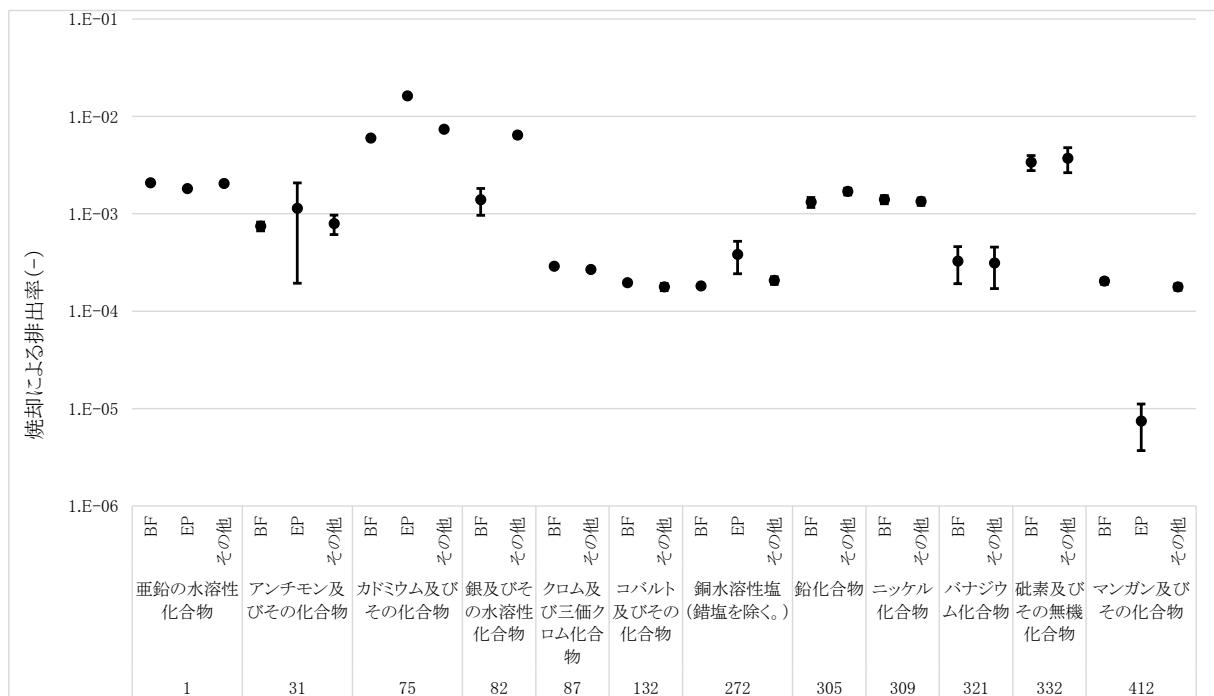


図 23-6 排ガス処理による施設類型別の焼却による排出率(金属類)

注1: 上限(-)、●、下限(-)はそれぞれ、【定量下限×1】、【定量下限×1/2】、【定量下限×0】を示す。

注2: 施設類型が「その他」の施設については、焼却による排出率の測定データが得られていないため、全施設の焼却による排出率の測定データで代用している。

表 23-11 排ガス処理による施設類型別の焼却による排出率の定量／非定量別の測定データ件数

物質番号	対象化学物質名	施設類型	定量データ [件]	非定量データ [件]	合計 [件]
1	亜鉛の水溶性化合物	BF	21(95%)	1(5%)	22
		EP	2(67%)	1(33%)	3
		その他	23(92%)	2(8%)	25
31	アンチモン及びその化合物	BF	19(86%)	3(14%)	22
		EP	1(33%)	2(67%)	3
		その他	20(80%)	5(20%)	25
75	カドミウム及びその化合物	BF	8(42%)	11(58%)	19
		EP	2(67%)	1(33%)	3
		その他	10(45%)	12(55%)	22
82	銀及びその水溶性化合物	BF	12(55%)	10(45%)	22
		その他	15(60%)	10(40%)	25
87	クロム及び三価クロム化合物	BF	17(89%)	2(11%)	19
		その他	19(90%)	2(10%)	21
132	コバルト及びその化合物	BF	16(80%)	4(20%)	20
		その他	16(70%)	7(30%)	23
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	BF	19(95%)	1(5%)	20
		EP	2(67%)	1(33%)	3
		その他	21(91%)	2(9%)	23
305	鉛化合物	BF	19(86%)	3(14%)	22
		その他	22(88%)	3(12%)	25
309	ニッケル化合物	BF	18(90%)	2(10%)	20
		その他	21(91%)	2(9%)	23
321	バナジウム化合物	BF	7(44%)	9(56%)	16
		その他	7(39%)	11(61%)	18
332	砒素及びその無機化合物	BF	14(67%)	7(33%)	21
		その他	14(64%)	8(36%)	22
412	マンガン及びその化合物	BF	17(85%)	3(15%)	20
		EP	2(67%)	1(33%)	3
		その他	19(83%)	4(17%)	23

注1: ()内は、合計の件数に占める定量データもしくは非定量データの件数の割合を示す。

注2: 施設類型が「その他」の施設については、焼却による排出率の測定データが得られていないため、全施設の焼却による排出率の測定データで代用している。

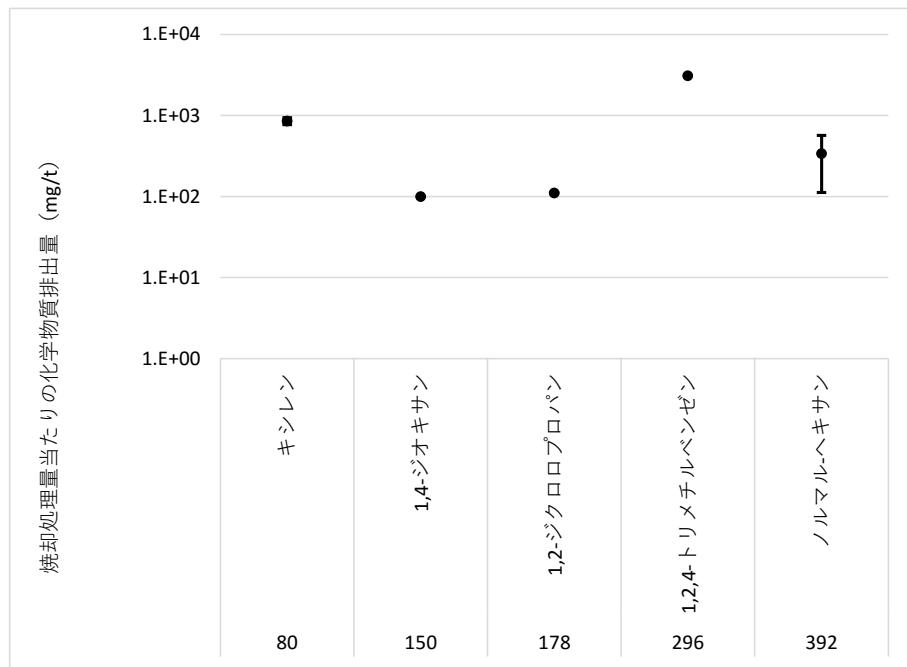


図 23-7 焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量(有機化合物)

注: 上限(—)、●、下限(—)はそれぞれ、【定量下限×1】、【定量下限×1/2】、【定量下限×0】を示す。

表 23-12 焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量に係る定量／非定量別の測定データ件数

物質番号	対象化学物質名	定量データ [件]	非定量データ [件]	合計 [件]
80	キシレン	—	—	9
150	1,4-ジオキサン	7(78%)	2(22%)	9
178	1,2-ジクロロプロパン	8(89%)	1(11%)	9
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8(89%)	1(11%)	9
392	ノルマル-ヘキサン	2(22%)	7(78%)	9

注1: ()内は、合計の件数に占める定量データもしくは非定量データの件数の割合を示す。

注2: キシレンは o-キシレン、m-キシレン、p-キシレンの「焼却処理量 1 トン当たりの化学物質排出量」を合計した値を用いており、定量データ／非定量データはそれぞれ 9 件／0 件、7 件／2 件、4 件／5 件である。